

企業主導型保育事業

H29. ●●● 使用

【課題・2●●●】 < 企業主導型 保育事業 >

H28.4月から始まった”企業主導型保育事業”について整理します。
添付した資料等から 以下を確認してください。

1. 本件は、幼稚園 (教育・文科省) の範疇でなく、保育所 (児童福祉・厚労省)/(内閣府) の範疇になる。
故に、子供の学習・教育の観点ではなく、子供を預かる・保育すること自体が主眼の事業である。
2. 幼稚園、保育所(園)、託児所 等の差異は 下記
 - ・幼稚園 : 学校教育法の学校(文科省)。満3才～小学校前。県教委発行の「幼稚園教諭免許」必要
 - ・保育所 (園) : 児童福祉法の施設(厚労省)。0才～小学校前の乳幼児。国家資格の「保育士」必要
ともに、「認可○○○」と”無認可(認可外)○○○”の施設ある。(”認証”は都独自の基準)
 - ・託児所 : 乳幼児を預かり保育する施設。デパート、イベント等の一時や保育所等の継続的も含む総称
 - ・認定こども園 (保育所+幼稚園) : 子ども・子育て支援法 の施設 (内閣府)
 - ★ 学校教育法(S22第26号)、児童福祉法(S22第164号)、子ども・子育て支援法(H24第65号)ともに
社労士法第2条 別表第1 には掲載されていない
 - ★ 児童福祉法の児童は 18才未満。乳児:1才未満、幼児:1～小前、少年:小生～18才未満
3. 保育所の認可は(原則) 各都道府県ごとに基準を作成、運用されている。
4. ”企業主導型保育事業” は、既存の市区町村、社福法人や民間会社が業として実施する地域型保育所ではなく、企業が主体的に従業員の子供 (に加え地域の子供) を預かる保育所を(業でなく)設置・運営する場合に 基準を緩め、補助金の援助を行うもの。
5. 特徴的な内容 は 下記
 - ①. 認可外保育所も対象になり、認可保育所と同程度の整備費、運営費等が助成される。
 - ・定員 6名以上、3才児以上 等、助成金支給の対象範囲が広い
 - ・職員の配置基準(目標の概ね人数) は同じ
0才児 : 3人に1人、1～2才児 : 6人に1人、3才児 : 20人に1人、4才以上 : 30人に1人
 - ②. (保育を主事業としない) 複数の会社が共同で保育施設を設置・運用 も対象になる。
 - ③. 該当会社の従業員が利用することを原則とし、定員の1/2内の地域住民枠の設定も可能。

【課題・191-2】 < 認可 ⇄ 認可外 ⇄ 企業主導 >

1. 認可保育所 認可の可否は 設備 によると言われている。
 - ・他から2km ・耐火(準)建築 ・室内は不燃材、防災処理 ・非常警報、階段、非常階段 ・調理室、医務室
 - ・室内の広さ 1才児:乳児/ほふく室 3.3 (㎡/人)、 2才以上:保育室/遊戯室 1.98 (㎡/人)、屋外 3.3 (㎡/人)
2. 認可と認可外(無認可) の差は 公的な助成金の有無
故に、保育料は 通常 認可保育所 < 認可外保育所 になる。
3. 認可外保育施設の死亡事故率が認可保育所に比較して高く、救済・補償に課題が多いことに鑑み、厚労省は日本スポーツ振興センターの”災害共済給付制度”の適用を検討している。
4. 企業主導型は、(行政手続上) 許可や認可ではなく 届出 で可なので、要件を満たせば受理される。

H29.8.1 に施行になる ”受給資格期間 10年に短縮” は、

- ・T15.4.2 ～ S17.4.1 生れ (75～90才) の対象者には H29.2.28 から 申請書の郵送を開始した
- ・申請書の受付は、H29.3.1から行い 電話予約を原則とする
- ・申請書類様式、請求手続きの案内、事務の手引きも HP等に公表されている。

これらを一読し要約 を記載します。

(本内容は、希望・必要 等、場合によっては 次回 (4/27) も扱います)

通常のターンアラウンド による申請に比較し 添付書類 と 合算対象期間 に注意が必要 のようです。

1. 添付書類 について … (P.12)

①. 配偶者がいない場合、原則 添付書類 は不要

”配偶者がいない場合は、戸籍、住民票、所得証明 とも不要” と明示

②. 配偶者がいる場合、

◆ 配偶者・被用者年金 20年未満

⇒ 「配偶者の生年月日を証明する書類」(下段 5) (但し、本人 国年のみ は 不要)

◆ 配偶者・被用者年金 20年以上

⇒ ① 戸籍、② 住民票、③ 配偶者の基礎番

更に、振替加算の対象者は ④ 課税(非課税) 証明書

2. 合算対象期間 (カラ期間) について … S60附8条 4項、5項(1号～11号) (P.13)

①. カラ期間は、申請書の ”申立書” を記載させ、窓口では 別途 ”確認シート” を使用

②. 該当する場合、原則 カラ期間の証明書類 が必要

◆ キーワード : ・S36.4.1～S61.3.31、・20～60才、・～S56.12.31 ・～H3.3.31

3. その他

・個人番号 の記載欄 はない

・相談、窓口手続きとも、電話での予約を推奨している … 0570-05-1165

公的年金の誤解を解く

【課題・193】 < 公的年金保険 の 誤解を解く >

添付 (P.3~6) は 日経新聞 ”やさしい経済学” H28.12月、(P.7~10)は同 H29.3月連載です。
最近、厚労省が 年金について 法教育・学校教育では ”制度の知識でなく、原理の理解” を重視して
と力説している礎をなす考え方です。

1. 各回の内容、キーワードは下記。

<公的年金の誤解を解く> (H28.12連載)

- ①. 貯蓄と保険
- ②. 「生産物こそが重要」 (Output is central)
- ③.④. 積立方式と賦課方式
- ⑤. 公的年金の積立金
- ⑥. 未納者増加 でも 制度は破綻しない
- ⑦. 年金財政の安定、制度の継続性

<公的年金の保険原理を考える> (H29.3連載)

- ①. 「積立貯蓄」ではなく「保険制度」
- ②.③. 家族・私的扶養 ⇒ 社会・公的扶養
- ④. 公的年金の限界: 老後生活の基本的部分のみ
- ⑤. 財政安定のポイントは、生産性向上と経済拡大
- ⑥.⑦. 世代間格差、積立金保有の長/短所
- ⑧. 変化に応じて、常に修正が必要

以下、いくつかの主要な項目について記します。

2. 貯蓄と保険

”貯蓄と保険” については【課題・84】(H23.10.13) で扱っていますので再掲します。

【課題・84】 <貯蓄と保険>

下記の内容を確認して下さい

1. ”貯蓄は三角、保険は四角” という 保険用語(?) があります。
これは、貯蓄と保険の特徴・差異を(一応) 簡明・適格に表現したフレーズと考えられています。

貯蓄

保険

2. 両者を簡単に比較・表現すれば、
貯蓄は長期間少しづつ蓄えるもの、保険は事故等いざという時のリスクに備えるもの、です。
故に、貯蓄は誰にも、どの時点でも、預けた・拠出額の大小と受領額の大小が対応します。
他方 保険は、加入者・制度全体としては保険料収入額と保険金給付額は対応していますが、
加入者個々人にとっては、保険事故の有無と受給の有無が対応するので、拠出額と受給額
の比較・対応は通常 考えない・適切でない、こととなります。(いわゆる 保険原理)

3. このことから、”貯蓄は 損得 が重要な評価要素ですが、保険で個々人が 損得 を考えるのは
適切な判断基準ではない” ということになります。

3. ”Output is central” (生産物こそが重要)

”年金生活者が必要とするものは、お金そのものではなく、そのお金で買えるモノやサービス” である。
お金があっても、生活必需品である食料、衣類、医療等のモノが不足したり、値段が極端に高くなり入手が
困難になれば日常生活の満足度は低下する。

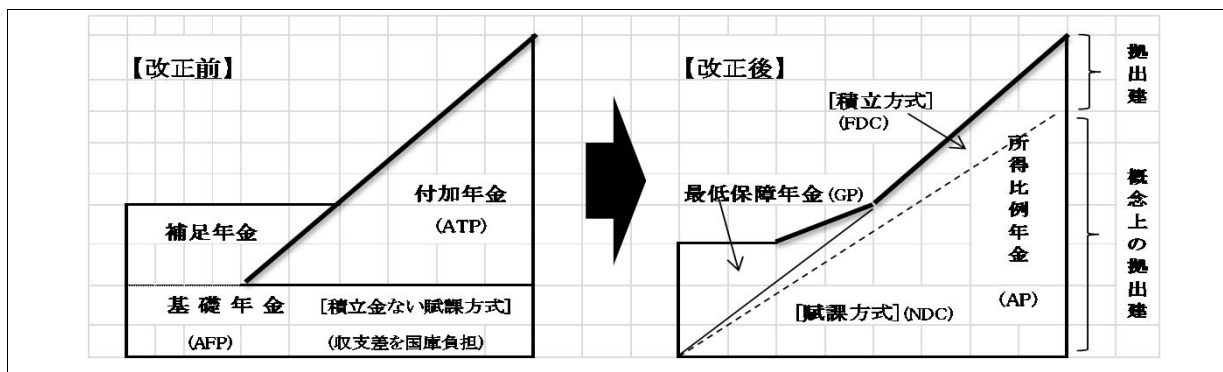
(70年前・終戦直後の日本や、現在も 紛争地域・貧困国 等ではこのような生活必需品が不足の状態)

4. 公的年金の財政方式

- ◆ 日本の公的年金の基本部分 (1F・基礎年金、2F・厚生年金) の財政は ”賦課方式” です。制度発足当初は ”積立方式” でしたが、制度の拡充・成熟に伴い ”賦課方式” に移行しました。又、国年基金、厚年基金、DC年金、DB年金等の加算・付加的な部分は ”積立方式” が一般的です。
- ◆ 諸外国の制度、例として【課題・107-2】(H24.5.24) を再掲します。

【課題・107-2】		〈諸外国のDC・個人勘定 の導入〉	
1. 主要先進国は一般的に、社会保障・年金制度を DB・賦課方式で 導入・進展させてきたが、1980年代～ 経済発展の鈍化、少子高齢化・人口構造の変化による年金制度改革の方向として、DC・個人勘定の導入例が見られる			
・イタリア	:	1995年	NDC
・スウェーデン	:	1999年	NDC & DC
・デンマーク	:	1999年	DC
・英国のステークホルダー年金、独のリースター年金 も 同様			
2. 企業の退職後保障に DC・年金制度がある国は多い 日本、米国、スイス、オランダ、カナダ、デンマーク ……			
3. 公的年金の DC化 についての 世界銀行と ILO の見解の相違 がおもしろい 退職後所得保障の望ましい姿 として 下記			
世銀	:	定額の基礎年金 + (民営・強制) DC 個人勘定 + (任意・私的) 個人年金・貯蓄	
ILO	:	定額の基礎年金 + (国・強制) DB・賦課方式 + (任意・私的) 個人DC・貯蓄	

- ◆ スウェーデンは、付加方式 (NDC・16%) と 積立方式 (FDC・2.5%) の併用になっています。



5. ポイントは 生産性向上 と 経済拡大

- ◆ 年金財政の支出・受給年金額は (原則68才～) 消費者物価変動率 に応じて増減する。他方、収入・保険料は、国年は 定額×名目賃金変動率、厚年は名目手取賃金変動率なので、ともに現役世代の賃金変動 に応じて変動することになる。故に、物価上昇率 < 賃金上昇率 ⇒ 収支良好(+方向)、逆は 収支悪化(-方向) になる。
- ◆ 保有する積立金については、物価上昇率 < 運用収益率 ⇒ 元金増加、逆は 元金減少 になる。留意点は、物価変動率、賃金上昇率、運用益率等の絶対値ではなく ”両者の率の差” ということです。
- ◆ 公的年金制度は社会経済状況の影響を受けるので、制度の継続性と給付の十分性を確保するため、5年毎の財政検証で (約100年先までの)有限均衡方式で将来を類推し、経済成長に影響が大とされる ”TFP” (全要素生産性) を重視し、又、”スプレッド” を指標としている。 (【課題・155-3】参照)
TFP (Total Factor Productivity) : 投資、労働力以外の質的な経済成長の要素 ⇒ 技術革新、改善、習熟 ……
スプレッド : 財政安定性から 運用利回りを (賃金up率+α) とし、この率差α のこと
- ◆ いずれにしろ、公的年金は ”生活費の基礎的部分の購買力維持” (←消費者物価指数) しかないので生活水準の維持・向上には 自助努力 (自分で貯蓄等) が必要であることに変わりはない

資格期間 10年、70才超の者は

繰下げ受給ができるか？

H29. 4. 27 使用

【課題・194】 <10年適用 70才超の繰下げ>

資格期間 10年短縮で 70才超の者が新たに受給権を取得した場合、支給繰下げの申出ができるか？

I. 繰下げ(繰上げ)制度の再整理

支給の繰下げについての【課題・54】((*)一部追記)の再掲です。

老齢年金の繰上げ・繰下げ (その-1)

H22.7.22 使用

【課題・54】 支給の繰下げ及び繰上げについて、下記を確認、及び計算して下さい

1. 支給の”繰下げ”とは、本来 65歳から支給開始のものを、66歳～70歳の間の時期から支給開始のように遅くすること、”繰上げ”とは本来 65歳からのものを60歳～64歳の間の早い時期からもらい始めるものである
2. 故に、65歳前のいわゆる”特別支給の老齢厚生年金”は、繰下げ、繰上げとも出来ない
(厚年附 第12条、及び繰上げを認める条文がない)
3. 支給の繰下げは”申出”であるが、繰上げは”請求”である
(国年第 28条・厚年第44条の3、及び国年附第9条の2・厚年附第7条の3 他)
4. 繰上げ(早くから受給)は減額に、繰下げ(遅らせる)は増額になる

◆ 繰上げの減額率

(厚年はこれ以降)

←(*)

	～ S16.4.1生	S16.4.2 生～
60 歳～	58 % (-42 %)	70 % (-30 %)
61 歳～	65 % (-35 %)	76 % (-24 %)
62 歳～	72 % (-28 %)	82 % (-18 %)
63 歳～	80 % (-20 %)	88 % (-12 %)
64 歳～	89 % (-11 %)	94 % (-6 %)
65 歳～	100 % (-0 %)	100 % (-0 %)

◆ ～ S16.4.1生 (*)
1年毎の値
◆ S16.4.2生～
0.5%/月 (6%/年)

◆ 繰下げの増額率

(※ 厚年は実質 ～S12.4.1 / S17.4.2～)

	～ S16.4.1生	S16.4.2 生～
65 歳～	100 % (+0 %)	100 % (+0 %)
66 歳～	112 % (+12 %)	108.4 % (+8.4%)
67 歳～	126 % (+26 %)	116.8 % (+16.8%)
68 歳～	143 % (+43 %)	125.2 % (+25.2%)
69 歳～	164 % (+64 %)	133.6 % (+33.6%)
70 歳～	188 % (+88 %)	142 % (+42%)

◆ ～ S16.4.1生 (*)
1年毎の値
◆ S16.4.2生～
0.7%/月 (8.4%/年)

【課題・54-2】 国年、厚年の支給の繰下げ

1. 66歳前に老齢基礎年金の請求をしていないもの、受給権取得から1年間(66歳前)に老齢厚生年金を請求していないものは、繰下げの申出をすることができる
(前段：国年法 第 28条、後段：厚年法 第 44条の3)

2. 生年月日と繰下げの可否、方法

	生年月日	老 齢 基 礎 年 金	老 齢 厚 生 年 金
(A)	S12.4.2 以前 生	できる (老厚と一緒)	できる (老基と一緒)
(B)	S12.4.2 ～ S17.4.1	できる	できない (★1)
(C)	S17.4.2 以降 生	できる (老厚と一緒/別も可)	できる (一緒/別可) (★2)

(★1) H12年改正で H14.4.1～ 被保険者の年齢上限が 65⇒70歳になった。当時 60～65才の者

(★2) H16年改正で H19.4.1～ 繰下げが可能になった。当時 65才以下の者

(*)

II. 繰下げに係る条文

<国民年金>

1. 国民年金法の繰下げ条文：国年法第28条

「老齢基礎年金の受給権を有する者であつて66才に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、……支給繰下げの申出をすることができる。ただし、…」

2. 国民年金の繰下げ加算率：国令第4条の5

$(7/1000) \times (\text{受給権を取得した月} \sim \text{繰下げ申出月の前月までの月数 (60月 max)})$

3. ～S16.4.1 生まれの者の加算率：H12改前の国令第4条の6(現・4条の5)

(1年毎に 0.12, 0.26, 0.43, 0.64, 0.88)

4. 65才以降に受給権を取得した場合の特例：S60附18条5項

「国年法第28条第1項の文言を次のように読み替える」

「66才に達する」 ⇒ 「その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日」

「65才に達した」 ⇒ 「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」

「66才に達した」 ⇒ 「1年を経過した」

<厚生年金>

1. 厚生年金法の繰下げ条文：厚年法第44条の3

「老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、……支給繰下げの申出をすることができる。ただし、…」

2. 厚生年金の繰下げ加算率：厚令第3条の5の2

$(7/1000) \times (\text{受給権を取得した月} \sim \text{繰下げ申出月の前月までの月数 (60月 max)})$

III. 検討、吟味

1. 支給繰下げに係る条文は、国年(28条)は 66才に達する前 …と年齢で表示、厚年(44条の3)は 受給権取得後1年経過 …のように文言が異なるが、S60改附18条の読替により結果として厚年の表現(受給権取得後1年経過する前に…)に統一されている。

2. 尚、繰下げ加算率は、国年(国令第4条の5)、厚年(厚令第3条の5の2)とも同旨の文言になっている。
 $(7/1000) \times (\text{受給権取得月} \sim \text{繰下げ申出月の前月までの月数 (60月 max)})$ 以上(P.)

3. 故に繰下げは、受給権取得から60月内の期間まで可能で 上限年齢 はないことになる。

4. そうすると、10年短縮で今回受給権を取得した70才超の者は(原則)H29.8.1～60月以内で受給繰下げができることになる。(但し、国年と厚年が同一とは限らない!!)

5. 老齢基礎年金の受給繰下げは全出生年代が可能で、加算率は～S16.4.1生とS16.4.2～とで2区分される。前者は1年毎の値、後者は0.7(%/月) (P.)

6. 他方、老齢厚生はH12年改正でS12.4.2～S17.4.1生は繰下げ不可になった。
(H14.4.1～厚年65⇒70才に。当時60～65才の者。S12.4.1前生除/附H12,17条)

(H16 附42条)

7. H16年改正では、S17.4.2～生れ(H19.4.1～。65才以下)が再度可能になった。
そして、(附則42条で)H19.4.1前に老齢厚生の受給権を有する者は適用しない(繰下げ不可)とした。

8. 以上から考えると、

- ・S17.4.2以降生の者(下表(C))は、繰下げ可能で、加算率は0.7(%/月)と考える
- ・S12.4.1以前生の者(下表(A))も、繰下げ可能で、加算率は1年毎の率と想定
- ・S12.4.2～S17.4.1生の者(下表(B))は、繰下げ不可・できないと想定されるが？

10年短縮適用者(H29.8.1～)厚年・繰下げ可否等 (内容は筆者・佐藤の想定)

	生年月日	繰下げの可否	(可の場合の)加算率
(A)	S12.4.1以前	(できる?)	(1年毎の率)
(B)	S12.4.2～S17.4.1	(できない?)	(1年毎 / 0.7(%/月))
(C)	S17.4.2以降	できる	0.7(%/月)